札幌市立北小学校いじめ防止基本方針

（R8.4 月改定）

近年、いじめを背景とした児童生徒の自殺や不登校等、生命や心身に重大な被害が生じる事態が全国各地で発生するなど、いじめは児童生徒の健全育成を阻害する大きな社会問題となっています。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめをなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育んでいかなければなりません。また、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要です。

教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭に、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていかなくてはなりません。

いじめにより子どもが自ら命を絶つなどという事案は、絶対にあってはならないことであり、学校として未然防止や早期発見・早期対応の手立てはどうあればよいかなど、共通理解及び手立ての共有を図っていく必要があります。

学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

１．いじめとは

いじめ防止対策推進法では、以下のとおりいじめを定義しています。

◆いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条から抜粋）

児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通して児童に徹底指導し、いじめられている児童は学校が徹底して守り通すという姿勢を、日頃から貫いていくことが一番重要です。

２．いじめ対応の基本

いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきであります。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要です。

◆具体的ないじめの態様

＊冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
＊仲間はずれ、集団による無視をされる
＊軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
＊ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
＊金品をたかられる
＊金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
＊嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
＊パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

３．組織的な対応

いじめ問題の重要性、いじめは「いつでも、どこでも、どの子にも起こり得る」問題であることを全職員が認識し、校長のリーダーシップのもと一致協力して組織的に対応する指導体制や研修体制を確立して実践に当たる必要があります。

組織としての対応の基本は『ほうれんそうにんじん』（報告・**連**絡・**相**談・確**認**・迅速）

いじめの態様、原因･背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議、いじめ防止対策委員会（含む、生徒指導委員会）、学びの支援委員会、学年研修、全体研修（「子ども理解に関する研修会」）などの場で取り上げ、教職員間の緊密な情報交換、共通理解を図っていきます。

いじめ問題の初動段階で大切なことは『ひとりで抱え込まない』『事実を共有する』こと

いじめ問題は、いじめ防止対策委員会を中心に、学年、学校全体で対応する体制を確立します。その前提として、いじめの兆候や情報があった場合、職員は必ず学年担任・管理職に報告します。その上で、必要なときは早急にいじめ防止対策委員会を開き、組織的に対応し、方針を決めて活動します。

いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底します。
・ いじめの解消の目安である３か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認します。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行います。
・いじめの解消の判断は、事案対処後３か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行います。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも３か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成 29 年３月 14 日）P30～31】

・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学校いじめ対策組織において集約と共有を図ります。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにします。

４．子どもたちをいじめに向かわせない学級･学年･学校づくり

多様性を認め合う心を大切にして子ども理解の充実を図るとともに、人間形成の基盤を担う小学校教育において次のことを大切にしながら、子どもたちに『共に生きる力』を育てていきます。

＊相手の気持ちや立場を互いに尊重し、支え合おうとする「思いやりの心」を育てる
＊互いの考えや思いを分かち合い、喜怒哀楽や感動を共有することによって、自分らしさ、自分のよさを感じ取らせる
＊どの子にも「努力すればできるようになる」という自信をもたせ、自己肯定感を高める
＊自分とは違う見方や考え方があることを受け入れることによって、自分のものの見方や考え方を広げ、思考力・判断力を高めていく

〇教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める**日常的な指導を積み重ねる（人間尊重の教育の充実）**

〇各種行事や集会、縦割り活動など、全校児童が集い、協力して活動する機会を生かし、**心を耕すことを意識した積極的な働きかけ**を行う

〇道徳や学級活動の時間を中心に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめを許さない・絶対に見過ごさないという**学級風土を築いていく（道徳教育の重視）**

〇子どもの権利の理念を踏まえ、子どもの意見表明権を重視し、学級活動や児童活動において、**「ピア･サポート」を取り入れた自主的･主体的な取組を計画･実践**していく

〇保護者･地域の協力を得て、小中一貫した９年間を見通した体系的・計画的な幅広い体験活動や交流活動を児童に積ませ、**社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進**する

〇学習規律の習得、学習の習慣づけを図るとともに、基礎･基本を充分に吟味した分かる授業、言語活動の工夫･充実による**全ての児童が参加･活躍できる授業づくりに努める**

〇家庭と連携しSNSやLINEなど**“見えないいじめ”を抑止（情報モラル教育の推進）**

道警による非行防止教室やスマホ・ケータイ安全教室を活用するとともに、SNSやインターネット利用に係る情報モラル教室を進める

【教師がすること】

（１）いじめの早期発見・対応に努める。

- ・教育相談（悩みやいじめアンケート及び面談）実施
- ・日常の子どもの見取り
  児童の様子を注意深く観察
- ・ 連続欠席・登校渋りの児童の把握（理由・様子）
  → 学年・担任外と情報共有、場合によって組織的な対応
- ・ ささいなことでも情報交換（『炉辺談話』を大切に）
- ・ 児童に関する情報・気になる事案は担任外・管理職に速やかに報告
- ・ 必要な情報は全職員で共有して対応

（２）教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していく。

（３）軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導及び学級等で全体指導を行う。

（４）生徒指導年間計画、いじめ問題･不登校への取組年間計画に沿った取組を確実に行う。

【児童がすること（教師の指導の下）】

（１）毎朝、シャボテンを活用して、体と心の健康を入力する。
（２）「話したい」ボタンを活用して、悩みや気になることを大人に話せるようにする。
（３）学級活動の事案に学級の諸問題について話す
・反省を出し合い、自分の生活の改善は学級・学校集団の向上のための手立てとする
・学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
※児童会から提案する取組とも連携して学級での指導を行っていく。
学年に応じた児童の主体的な参画を推進する取組を拡充していくようにする

【家庭に協力を求めること】

いじめ問題の解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちが抱えているストレスを取り除いていく必要があります。学校説明会や学級懇談会、各種便りや学校ＨＰ等を通して、学校の取組を伝えるとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見･解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解と協力を求めていきます。
（１）家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
（２）いじめに発展しそうな事案があった場合には、必ず双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。
（３）子どものインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、子どものインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

５．学校いじめ対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置して、いじめの未然防止や早期発見・解決等について、日頃から情報を共有したり、指導の方策を協議したりして、方策や対応を決定する。

（１）学校いじめ対策組織の構成員について
①組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
②構成員については、管理職、（主幹教諭）、教務主任、保健主事、その他担任外教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の職員とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察、教育学者等の外部専門家等や地域の関係者などとする。

（２）学校内の組織
①「定例いじめ防止対策委員会」
・月１回構成員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。 会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙Ｅ表）」に位置付ける。
・毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
・いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
②「臨時いじめ防止対策委員会」
・いじめの未然防止や早期解決に関する取組及び措置等を実効的に行うため、必要に応じて委員会を開催する。いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があることから構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、会議を必ず開催する。
・校長が不在時には、教頭（主幹教諭）や教務主任が速やかに対応し、責任者である校長に報告し決済を得る。
・いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

③「学びの支援委員会」（サポート・カンファレンス）
　２か月に１回程度、配慮の必要な児童について、現状や指導内容等についての情報交換、及び共通行動について話合いを行う。

（３）家庭や地域、関係機関と連携した組織
①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
③緊急な生徒指導上の問題及び児童による問題行動等が発生した場合には、後述のマニュアルに即して適切に対処する。状況によっては 緊急のいじめ対策委員会を開催し、家庭や地域、関係機関と連携して、敏速に支援体制をつくり、対処する。
④児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携して学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることがある。

＜校外構成員＞特別支援巡回相談員、教育委員会、指導主事、関係機関、警察等

（参考）
いじめ防止対策法　第23条第6項
　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

６．計画的･実践的な研修の実施

子ども理解に関する研修会の他、生徒指導、道徳教育、コーチングやソーシャルスキルの指導法等、年間を通して計画的な研修に取り組み指導力を高める。

７．学校の取組の評価について

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。

８．個別の対応状況に関する記録及び引継 について

⑴ いじめに関する個別の 対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

⑵ 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引き継ぎ、定められた期間（３年間）保管する。

９． 緊急時の対応について

⑴ 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながることが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

⑵教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

10. 関係法令

（１）教育基本法

①教育の機会均等

第４条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第６条２ 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③家庭教育

第１０条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

（２）学校教育法

第１１条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第３５条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
三 施設または設備を損壊する行為
四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

（３）いじめ防止対策推進法

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）である。

【参考１】関係機関

＜いじめ相談窓口の例＞

◇いじめ電話相談（市教委少年相談室）24時間 0120-127-830 （フリーダイヤル）
◇24時間子どもSOSダイヤル24時間　0120-078310 （ナビダイヤル）
◇いのちのでんわ24時間　011-231-4343　 0570-783-556（ナビダイヤル）
◇少年相談110 番（道警本部） 0120-677-110 （フリーダイヤル）
◇札幌市子どもアシストセンター　　こども専用0120-66-3783
相談専用電話 211-3783（内251・252・253）相談メールassist@city.sapporo.jp
◇札幌市教育センター相談室 671-3210
◇札幌市児童相談所 622-8630
◇興正こども家庭支援センター（相談電話）765-1000（8:00～18:00）
◇羊ヶ丘児童家庭支援センター（ＹＯＵ勇コール） 854-2415（9:00～18:00）
◇子ども安心ホットライン　011-622-0010
◇子ども人権110番　0120-007-110（フリーダイヤル）
◇チャイルドライン　0120-99-7777（フリーダイヤル）

いじめ対応（緊急対応）マニュアル

児童・保護者・地域からの気になる情報

＊児童からいじめの噂を聞いた
＊保護者や地域の方からいじめらしき連絡を受けた
＊被害者本人や保護者からいじめの訴えを受けた
＊いじめのサインと思われる言動を発している児童に気付いた
＊いじめらしき現場を目撃・発見した
＊関係機関からいじめに関する連絡を受けた

情報を得た教職員

担任外・管理職に報告する

「様子を見よう」「大丈夫だろう」「単なるけんか」と個人的な解釈をせず、また、情報伝達の微妙なずれをふせぐため事実内容を文書で報告する

報告書の内容

①日時、②場所、③被害者、加害者、観衆者等　④内容･状況

教職員の基本姿勢

①「いじめは人間として絶対許されない」との強い認識に立つ
②いじめられている児童の気持ちに寄り添った親身な指導を行う
③児童の訴えを肯定的に理解する
④児童の話から発せられるいじめのサインに気付く感性を磨く

担任外・管理職

関係者を招集して、以下を検討
①入手した情報についての事実確認の必要性があるか
②緊急対応の必要があるか
③いじめ問題解決のための指導方針会議を招集する必要があるか
④調査の必要性があるか
⑤調査の内容と方法はどうするか

いじめ防止対策委員会

教頭・教務主任は、校長の監督の下にいじめ防止対策委員会を開く
構成員：校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、保健主事、その他担任外教諭、該当学年教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、等
報告書に基づいて状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図る

調査の視点
①被害者、加害者の面接調査を実施するか
②関係児童の行動観察をどのように実施するか
③役割分担はどうするか

保護者と連絡をとる
＊事実を確認するとともに学校側の誠意を示す

調　査

調査は期間を決めて行い、結果は文書で報告する
①事実関係、背景や理由の確認は、「被害者をいじめからしっかり守る」ことを基本姿勢として細心の注意を払いながら行う
②最初から被害者、加害者を一同に集めて調査や話合いをしない
③被害者は、「いじめられている」ことを語らないことが多い。性急にならず、まず被害者の気持ちをよく聴くようにしたい
④加害者は、「いじめている」と感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合が多い。性急にならず、まず、加害者の思いをよく聴くようにする
⑤事実確認の段階で、善し悪しの判断は安易にしない
⑥多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する
⑦被害者や加害者に情報を提示するとき、情報源に迷惑が及ばないよう配慮する
⑧必要に応じて、保護者とも面談（電話連絡）し、家庭での様子を聴く。その際、保護者の心情に十分配慮し、慎重に行う

調査の観点
①いじめの態様
②被害の状況（日時、場所、人数等）
③いじめ集団の構造
④いじめの動機・背景
⑤被害者の日常生活の様子、特徴
⑥加害者の日常生活の様子、特徴
⑦保護者のいじめのとらえ方

⑧教職員のいじめのとらえ方
⑨他の問題行動との関連

支援体制の構築

被害者支援担当

いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないよう配慮する。

①被害者のつらさや悔しさを十分受け止め、心理的安定を図る
②被害者の考えを基に、具体的な援助方法を提示し、安心させる
③被害者本人のよい点を認め励まし、自信と自己肯定感をもたせる
④被害者と教職員、被害者と友人との人間関係の確立、拡大、（修復）を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする
⑤加害者及び周囲の児童への影響を配慮して被害者の指導・援助に当たる

加害者指導担当

加害児童生徒に対しては、成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを教職員が理解し受け止めた上で指導・援助に当たる。

①不平や不満、言い分、訴え等の思いをよく聴く
②いじめを自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害に当たる行為であることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる
③加害者の抱えている課題を解決するための援助も行う
④被害者と同様、加害者が孤立感を抱かないように配慮する
⑤役割を与え、それらの体験を通して所属感や連帯感を高める

傍観者・観衆者指導担当

①いじめを自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害に当たる行為であることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる
②はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
③規範意識を高め、正義の気風を確立する
④互いに支え合う心豊かな人間性を育み、思いやりの心や社会連帯の意識を育てる

関係保護者との連携

被害者・加害者の保護者への対応

①いじめられた児童生徒の保護者には、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
②いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
③受容・共感的な態度で接し、訴えに傾聴する
・保護者も共同の援助者となるよう学校と保護者が共通の観点で指導等に当たる
・保護者の考えを十分尊重しながら協力体制を確立する

教育委員会・関係機関との連携

①学校として出来うる最大限の指導、援助に努める。これを尽くさないで関係機関に依頼しても、十分な効果は得られない

②いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、深刻化しないよう、対応について教育委員会と協議する。児童の状況について学校としての指導方針や取組内容を文書で報告し、依頼内容や要望を伝える

③関係機関に依頼した後は定期的に連絡を取り、専門的な指導、助言を受けながら学校としてやるべきこと、できることを明確にする

経過観察　いじめ対応後３か月間

日常の観察に加え、様々な形でかかわりをもつ。保護者と十分連絡を取り合う

①いじめ再発のサインはないか

②意欲的に活動しているか

③友達関係に改善・変化は見られるか

④家庭での様子はどうか

⑤保護者はどう見ているか

いじめ防止対策委員会

いじめのその後についての検討

◎「解決」とするか　→本人と保護者（被害・加害両方）に確認

確認の際に、「まだ続いている」となった場合

◎指導、援助の方針を再検討する必要があるか

◎関係機関との連携は必要か

◎３か月間の経過観察　→→本人と保護者（被害・加害両方）に確認

問題の解決

（別表１）

〇学校全体での取組

	児童にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
①いじめの未然防止に関すること	〇世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳・特活・総合） 〇道徳教育の充実を図る。 〇正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。（道徳・特活・総合） 〇進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 〇インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを理解させ、インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。	〇自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 〇スマートフォンや携帯電話、インターネットを使うルール作りを行う。 〇友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。 〇地域での様々な体験を通し、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。

②いじめの早期発見に関すること	○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。	○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。
③いじめの早期対応に関すること ※暴力を伴う場合	≪いじめられた側≫ ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	≪いじめた側≫ ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした 態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
※暴力を伴わない場合	≪いじめられた側≫ ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	≪いじめた側≫ ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした 態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
※行為が見えにくい場合	≪いじめられた側≫ ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて的確に把握し、迅速に初期対応する。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	≪いじめた側≫ ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした 態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。

	≪直接関係のない者≫ ○傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

○地域・家庭との連携

①各家庭での取組	○自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。 ○スマートフォンや携帯電話、パソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決める。
②地域での取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

【朝の会】

チェックポイント	配慮事項
□担任が来るまでワークスペースや学習室で待っている □みんなより早く登校する □ぎりぎりに登校する □理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる □担任との挨拶や出席確認の時に返事がない（小さい） □沈んだ表情や緊張した様子が見られる	※保護者と連絡を取り、理由を確認する ※シャボテンログの情報や子どもの健康観察を主眼にする

【授業時】

チェックポイント	配慮事項
□一人遅れて教室に入ってくる □授業のはじめに用具が散乱している □忘れ物が多くなる □班決めなどのとき、輪に（話に）入れない □係などを選ぶとき、特定の子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする □その児童をほめると、嘲笑や揶揄が起こる □正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て、支持されない □発表回数が少なくなり、活発さがなくなる □教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらされる □当該児童へ配付物を配る際、嫌がる様子が見られる □学習の後片付けをやらされている □道具や器具にさわらせてもらえない、なかなか順番がこない □音楽の授業で歌えなかったり演奏できなかったりする	※誰が片付けるかを観察する ※言葉だけでなく、仲間の態度や視線など非言語的表現を的確にとらえる ※そのまま放置せず、気付いたらすぐ掲示物を外し、落書きは消す

□周りを気にしている □内緒話をされている □不自然に机や椅子が離されている □身体の不調を訴え、保健室に行くことが増える □特に午後の授業で早退が多い □放課後が近づくとそわそわしたり元気がなくなったりする	※養護教諭は保健室利用者の様子を担任へ伝えたり、来室状況等の情報提供したりする

【休み時間】

チェックポイント	配慮事項
□いつも一人でぽつんとしている □笑顔が見られずおどおどしている □用もないのによく職員室（保健室）に来る □教室移動の際、よく荷物などをもたされている □よくプロレスごっこなどで技をかけられている □保健室に来る回数が多くなる □授業が始まっても教室に戻りたがらない □昼休み、図書館で一人ぽつんとしている	※意識的に声をかける ※メンバーを把握し、記録しておく ※養護教諭は保健室利用者の様子を担任へ伝えたり、来室状況等の情報提供したりする

【給食・清掃時】

チェックポイント	配慮事項
□給食を食べない、食欲がない □配膳を嫌がられている □好きなもののおかわりに参加していない □いつも一人黙々と清掃しているが、表情が暗い □みんなの嫌がる仕事をしていることが多い □机や椅子を運ばれずに置かれ、自分で運んでいる	※給食時、教師は児童と一緒に配膳したりグループに入って食事を摂る ※積極的に、まじめにやっているようでも安心せず、交友関係にも目を向ける

【帰りの会】

チェックポイント	配慮事項
□持ち物が見当たらない（無くなった）と、訴えに来ることがある □服に泥やホコリ汚れがついている □泣いていたり、机に伏せたままでいたりする □自分の持ち物ではない物を机や棚に入れられる □教室にいないので探すと、他の場所に居たり、すでに帰ったりしてしまっている。	※そのままにせず、よく話を聞き対応する無くなった物は一緒に探す

【下校時から放課後】

チェックポイント	配慮事項
□机や椅子が乱雑に置かれていたり、棚や道具箱の物が落ちていたりなど、整理整頓ができていない □いつも教師に相談したそうに寄ってくる □鞄や持ち物が隠される □校舎内の壁などに悪口や傷つく内容の落書きをされた □みんなの荷物を持たされている	※退勤時には教室等を点検し、小さな変化を見逃さないようにする ※話したいサインを見逃さず、児童の話を聞く時間を設ける ※そのまま放置せず、内容等を確認した後すぐに消す

□遠回りして帰る □下校が早い □用事も無いのに学校にいつまでも残っている □一人で帰る □ゴミ箱の中に持ち物が捨てられている □靴箱の靴が落ちていたり他の場所に入っていたりする □不自然なグループで帰る	

【委員会・係活動】

チェックポイント	配慮事項
□残りの仕事を押しつけられる □みんなの嫌がる仕事や大変な仕事を一人でやっていることが多い □一人で離れて仕事をしている □無理に役を押しつけられる	※指導者がいない中での活動を避ける ※他の子たちの様子についても、気になる様子や言動がないかよく観察する

【参考】重大事態への対処

≪重大事態とは≫（法28条第１項第１号）

① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には、
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とする

※また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事案に至ったという申立てがあったときは、重大事案が発生したものとして報告・調査等に当たる。